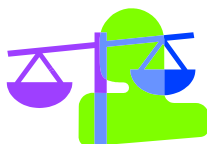


# 資料編

## ☆認可地縁団体とは

● 法の趣旨等	1
● 地縁による団体とは	1
● 認可の目的	1
1 認可地縁団体になるための手続きについて	2
2 認可地縁団体申請時の提出書類について	3
3 認可後	5
4 税について	7
5 不動産登記の手続き	7
6 認可の取り消し	7
7 認可地縁団体の解散	8
8 認可地縁団体の合併	10
9 総会の開催省略について	12
10 参考資料について	12
★ 不動産登記までの流れ	13
★ 地縁団体規約（作成例）	14
★ 解散手続きの流れ	23
★ 合併手続きの流れ	25
★ 富士宮市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則	27
★ 地方自治法（抜粋）第260条の2～48	32
★ 地方自治法施行規則	43

## 認可地縁団体とは



### ●《法の趣旨等》

平成3年4月2日施行の地方自治法の一部を改正する法律において、自治会（区・町内会等）が、一定の手続きの下に法人格を取得できるようになりました。

これにより、「地縁による団体」（区・町内会等）では、不動産を保有し登記等ができるようになりました。

全国で29万余あるといわれている自治会（区・町内会等）は、法的には通常「権利能力なき社団」と位置づけられていたため、団体名義での不動産登記等が認められておらず、不動産等の資産を保有している場合においては、会長名義などで登記等を行っていました。

しかし、こうした個人名義の登記は、名義人の転居や死亡などにより、相続などの問題を生じていました。

平成3年の法律の整備により、各自治会（区・町内会等）では、不動産を保有し登記等ができるようになりました。



### ●《地縁による団体とは》

自治会（区・町内会等）の

町又は字の区域、その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体 を地縁による団体といいます。

しかし、女性の会、敬老会、スポーツ少年団等は、住所を有しているというつながりはあっても、年齢とか性別等の制限があるので含まれません。

また、芸能も含めて特定の目的を有する団体も含まれません。

### ●《認可の目的》

現に存在する地縁による団体が、法人格を得ることにより、地域的な共同活動を円滑に行うこと。

法人格を取得する目的の例

- ・法人格を得ることにより、保有する不動産等を、団体名義登記等する。
- ・継続した活動基盤の確立
- ・法人が契約主体となることによる事業活動の充実化
- ・法律上の責任の所在の明確化
- ・個人財産と法人財産との混同防止
- ・対外的な信用の獲得 …等



# 1 ≪認可地縁団体になるための手続きについて≫

- (1) 地縁による団体が、地域的な共同活動を円滑に行うことを目的にしていることが認可の前提とされています。

認可申請をするかどうかは、あくまでも当該団体の自主的判断によって行うものなので、地域での合意が必要です。

※令和3年11月の地方自治法改正により、不動産又は不動産に関する権利等を保有しているか、保有する予定があることは、認可の前提条件でなくなりました。

- (2) 認可申請書に必要書類を添付して、市長に提出し、審査を受けることが必要です。

市長の認可を受ける場合は、下記の4つの要件が必要となり、要件を満たしていれば、認可地縁団体として市長が認可します。

## ※ 認可のための4つの要件

この要件は、地縁による団体の活動が、安定的に確固たるものであることを確認するためのものです。

- ◎ 地域社会の維持及び形成に資する地域的な活動を行っていること。  
(住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理 等)
- ◎ 地縁による団体の区域が住民にとって客観的に明らかなものとして、定められていること。  
(その団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況による)
- ◎ 地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は構成員となることができる。また、その相当数(一般的には過半数)の者が現に構成員となっていること。  
すべての個人とは、「年齢・性別を問わず区域に住所を有するすべての個人」をいいます。
- ◎ 規約を定めていること。  
規約には、
  - ①「目的」②「名称」③「区域」④「主たる事務所の所在地」
  - ⑤「構成員の資格に関する事項」⑥「代表者に関する事項」
  - ⑦「会議に関する事項」⑧「資産に関する事項」の事項が定めることが必要です。

## 2 ≪認可地縁団体申請時の提出書類について≫

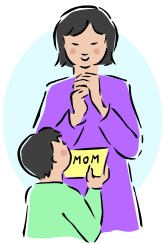
### (1) 認可申請書（様式編 P 1）

認可地縁団体の申請については、自治会（区・町内会等）の代表者が地方自治法施行規則第 18 条に定める申請書（様式第 1 号）に、下記の書類を添えて市長に提出してください。

### (2) 規約（資料編 P 14～P 22 を参考にして下さい。）

規約には、地方自治法に定められている、次の 8 つの事項を記載してください。

① 目的・・・その区域の住民相互の連絡、環境の整備あるいは子ども会や敬老会事業など、良好な地域社会の形成を維持し、活動を行っていることをできる限り具体的に定めてください。



例

- ・ 回覧板の回付等区域内の住民相互の連携
- ・ 美化・清掃等区域内の環境整備
- ・ 集会所の維持管理 など



② 名称・・・特に制限はありません。（例：〇〇区、××町内会等）

ただし、他の法令に抵触する名称（〇〇会社、〇〇財団法人など）は避けなければなりません。

③ 区域・・・法律上法人として位置づけられるので、はっきりと明示する必要があります。自分たちの区域で自分たちが活動している今までの区域で表示してください。

（例：住所表示の未実施の区域の場合）

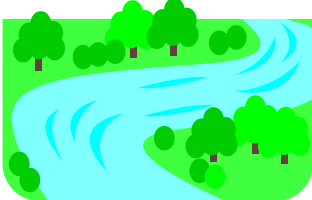
富士宮市大字〇〇の区域及び大字××の〇〇番地

（例：住所表示を実施している区域の場合）

富士宮市〇〇町全域及び△△町〇番〇号から×番×号の区域。

この外、〇〇川の北とか〇〇道路の南とか区域がはっきり画されているもので、住民にとって客観的に明らかな区域と認識できる等の区域で表示してもかまいません。

地番表示が難しい場合は、別図としても可。



④ 主たる事務所・・・主たる事務所 1 か所を定めます。代表者宅又は集会所等に置くことが一般的です。代表者宅に置くと、交代のたびに事務所所在地の変更の届出も必要になります。

- ⑤ 構成員資格に関する事項……区域に住所を有する個人は、全て構成員となり得るため、正当な理由のない限り、個人の加入を拒んではならないことを必ず定める必要があります。



地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員の資格があるので、世帯を単位とするのではなく、子どもも含むすべての人に資格があります。

なお、法人や団体は構成員とはなれませんが、表決権のない賛助会員として参加できるとすることは可能です。

- ⑥ 代表者に関する事項……代表者1名を必ず置かなければならず、規約には、代表者の選任方法、任期、職務などを定めます。その他の役員についても、規定しておきます。

- ⑦ 会議……総会・臨時総会など会の基本的な議決権を持つ会議について開催及び招集方法や議決事項、議決の方法、議事録の作成などについて定める必要があります。



- ⑧ 資産……自治会が所有、若しくは保有する資産及び権利等の構成、管理及び処分について定める必要があります。(例えば、こういう場合は、このように処分する。処分する場合は、総会で決めるということなどをはっきりと規定する必要があります。)

### (3) 〔総会で議決したことを証明する書類〕(様式編 P 2 ~ P 3)

認可地縁団体となるための申請について、証明する書類です。

総会で、全員の意思を確認したうえで、法人になることを議決した書類が必要です。

#### 認可申請を議決した総会の議事録の写し

(議事録は、議長及び議事録署名人2人の署名押印のあるもの。議事録の写しは原本証明がされているもので議長(代表者)の署名が必要です。)

### (4) 〔構成員の名簿〕(様式編 P 4)

構成員全員の氏名及び住所を記載したもの

構成員は、性別、年齢等を問わないので、会員であれば、子どもも記載する必要があります。この構成員名簿によって法人認可の要件の一つである「現に区域に住所を有する個人のうち相当数が構成員となっているかどうか」を判断することになります。

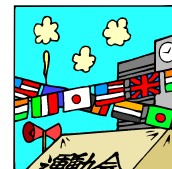
※氏名については、戸籍上の氏名に代えて旧氏及び名を記載しても差し支えありません。



## (5) 〔地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類〕

その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類。

(一般的には前年度の活動実績報告書・収支決算書、現年度の事業計画・収支予算書等が記載されている総会資料の提出でかまいません。)



## (6) 〔申請者が代表者であることを証する書類〕(様式編 P 5)

申請者が代表者であることを証する書類の提出が必要です。

① **承諾書**(申請者の署名のあるもの)

② 申請者を代表者に選出した総会の**議事録の写し**

(議事録は、議長及び議事録署名人2人の署名押印のあるもの。議事録の写は原本証明がされているもので議長(代表者)の署名が必要です。)

## (7) 区域を示した図面

# 3 <<認可後>>

申請書を審査し、市長が認可をすることにより、(地方自治法260条の2第1項)当該自治会(区・町内会)は法人として認可されます。

従って、認可地縁団体は、法人登記の必要はありません。

また、法人になると、その他規約の目的の範囲内で権利能力を有することになります。

## (1) 〔地縁団体証明書の交付請求〕

法人格を得た自治会は、市長に対し証明書交付請求書(様式編 P 6)を提出し、市長が告示した事項に関する証明書(地縁団体台帳の写し)の交付を受けることができます。

## (2) 〔認可地縁団体の印鑑登録〕

市長の認可を受けた地縁団体は、不動産登記等に必要な、地縁団体の印鑑登録をすることができます。(様式編 P 9)(関連編 P 14)

(富士宮市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則による)

(資料編 P 27)

### (3) 〔印鑑登録証明書の交付請求〕

法人格を得て印鑑登録をした自治会は、市長に対し証明書交付申請書（様式編 P 10）を提出し、印鑑登録証明書（写し）の交付を受けることができます。

### (4) 〔代表者等の変更について〕

名称、目的、区域、主たる事務所、代表者の氏名及び住所等は、認可されると告示をしますが、これらの事項に変更が生じた時は届出（様式編 P 7）が必要となります。

（地方自治法第260条の2第11項）

### (5) 〔規約の変更について〕

規約を変更した場合は、規約変更の内容及び理由を記載した書類と、規約変更を総会で議決したことを証する書類を添えて申請（様式編 P 8）する必要があります。（地方自治法第260条の3）

※規約を変更する場合は、事前に市民生活課に協議してください。

### (6) 〔財産目録の作成と備え置きについて〕

財産を保有している場合は、認可を受けるとき及び毎年1月から3月まで（※3月末決算の場合）の間に財産目録を作成し、常にこれを主たる事務所に備え置く必要があります。（地方自治法第260条の4第1項）※財産目録について、市役所への報告や届出は不要です。

### (7) 〔構成員名簿の作成と備え置きについて〕

認可地縁団体は、構成員名簿を作成し、常に主たる事務所に備え置くとともに、名簿の内容に変更があるごとに必要な変更を加える必要があります。（地方自治法第260条の4第2項）

※構成員の変更について、市役所への報告や届出は不要です。

### (8) 〔総会の開催（義務）について〕

認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開く必要があります。（地方自治法第260条の13）

※総会の開催通知文などの作成例は様式編 P 19～P 26 を参考にしてください。



## 4 《税について》（関連編P1～13）



- (1) 税法上公益法人とみなしていますので、収益事業を行っている場合（例えば会館の2階をアパートとして貸している場合等）は、今までどおり法人税は課税されます。  
（地方自治法第260条の2第16項）
- (2) 収益事業を行っていない団体が、自治会活動の結果として発生した剰余金に対して、法人税（法人市民税を含む）がかかることはありません。
- (3) 固定資産税については、利益の実態に応じて、税の減免措置を受けられる場合があります。詳細は資産税課に相談してください。
- (4) 法人市民税については、非課税団体ではありませんので、認可を受けただすぐに市民税課に「法人に関する届出書」を提出してください。税の減免を受けられる場合がありますので、市民税課に相談してください。
- (5) 県税（法人県民税・法人事業税等）・国税（法人税等）については、認可後、それぞれ沼津財務事務所（055-920-2029）、富士税務署（0545-61-2460）の法人担当に確認してください。
- (6) 不動産登記の際の登記免許税は課税されます



## 5 《不動産登記の手続き》

法人格を得た自治会の不動産登記は、一般の法人の不動産登記の手続きと同じです。

市長から交付を受けた証明書（地縁団体台帳の写し）を持って、法務局へ不動産等の登記に行くことになります。

詳しいことは、静岡地方法務局富士支局（Tel0545-53-1200）にお尋ねください。

## 6 《認可の取り消し》

認可を受けた地縁団体が、「認可の要件」（P2参照）のいずれかを欠くこととなったとき、もしくは不正な手段によって認可を受けたことが判明したときは、認可を取り消されることがあります。（地方自治法第260条の2第14項）



## 7 <<認可地縁団体の解散>>

認可を受けた地縁団体が、下記のいずれかに該当する場合は、解散となります。(地方自治法第260条の20)

- ①規約で定めた解散事由が発生したとき
- ②破産手続開始の決定がなされたとき
- ③認可を取り消されたとき
- ④総会で解散の議決があったとき※規約に特段の定めがある場合を除いて、構成員総数の3/4以上の同意で解散となります。
- ⑤構成員が欠け、相当数に満たなくなったとき
- ⑥合併により認可地縁団体が消滅するとき



### ●解散までの流れ

#### (1)総会による解散の決議(地方自治法第260条の21)

認可地縁団体の解散には、まず総会での解散の決議が必要です。規約に解散決議に関する特段の定めがある場合はその数の、それ以外の場合は構成員総数の3/4以上の同意を得る必要があります。この総会では次の事項について協議する必要があります。

- ①解散することについての決議(地方自治法第260条の20第4号)
- ②財産を処分することについての決議(規約)
- ③財産の帰属先についての決議(地方自治法第260条の31)
- ④清算の手続きについての決議
  - ・清算人の選任(地方自治法第260条の24)
  - ・公告の手続き(地方自治法第260条の28)
- ⑤任意団体としての設立に関する決議 ※任意団体として継続する場合

#### (2)解散届出書の提出

解散は、解散届出書(様式編P11)に、解散を総会で議決したことを証する書類を添えて提出してください。この届出を受けて、市長は解散の告示を行います。この告示手続きが終わると、清算人が記載された市長が告示した事項に関する証明書(認可地縁団体の写し)の交付が可能になります。

#### (3)解散に関する税関係の手続き

解散した認可地縁団体は、税関係の手続きを速やかに行う必要があります。手続きの詳細については、下記までお問合せください。

【市税】 市役所 市民税課法人諸税係 0544-22-1125

【県税】 沼津財務事務所 法人担当 055-920-2029

#### (4)解散の公告及び債権者への債権申出の督促

清算人は、清算人就任後遅滞なく、解散公告を行い、債権者への債権申出の催促を行わなければなりません。(地方自治法第260条の28) 認可地縁団体の解散の公告の方法は、官報への掲載によって行うことが義務付けられています。掲載依頼や掲載料などの詳細については、以下にお問合せください。

【静岡県官報販売所】

静岡市葵区追手町 10-105 電話：054-253-2661

#### (5)残余財産の処分の申請

財産の帰属先を規約で指定していない場合は、残余財産の処分の認可を得る必要があります。(地方自治法第260条の31) 清算人は、「残余財産処分認可申請書」(様式編 P12) に以下の必要書類を添えて、市長に提出しなければなりません。

- ①財産目録(様式編 P13)
- ②残余財産処分方法書(様式編 P14)
- ③同意書(様式編 P15)
- ④残余財産の処分について総会で議決したことを証する書類

#### (6)団体の閉鎖(清算)の手続き・総会の開催

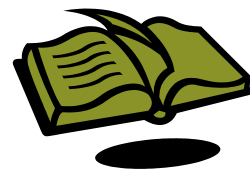
解散から団体の閉鎖までは清算期間と呼ばれ、少なくとも解散の公告から2か月以上が必要であり、清算手続きを完了できません。清算人は、この清算期間中に団体が行っていた現務の決了、債権の取り立てと債務の弁済、残余財産の引き渡しを行い、最終年度の決算書を作成します。

清算手続きが終了したら、再度総会を開催して、決算書の内容をもとに、団体の財産が最終的にどうなったのかを報告し、その承認を受けることで、清算終了します。

※清算の手続きについては、団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督により行うこととなっていますので、詳細については、以下にお問合せください。

【静岡地方裁判所富士支部】

富士市中央町 2-7-1 電話：0545-52-0159



#### (7)清算終了届出書の提出

清算人は、すべての清算手続きが完了したときは、清算終了届出書(様式編 P16) に以下の必要書類を添えて、市長に提出しなければなりません。

(地方自治法第260条の33)

- ①清算書
- ②受領書
- ③解散通知書
- ④清算終了について総会で議決したことを証する書類

◎これを受けて、市長が清算終了の告示を行うことで、認可地縁団体の解散が完了し、法人格が抹消されます。

## 8 《認可地縁団体の合併》

認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができます。(地方自治法第260条の38) 合併しようとする各認可地縁団体は、連携して地域的な共同活動を現に行っていることが必要であり、「認可の要件」を満たしていなければなりません。合併には『吸収合併』と『新設合併』があり、合併後存続する認可地縁団体又は合併により新設した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務を継承することとなります。(地方自治法第260条の43)

なお、『新設合併』の場合は、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならないとされています。(地方自治法第260条の42)

### ●合併までの流れ



#### (1) 総会の決議

合併しようとする認可地縁団体は、それぞれの総会において、合併の認可を申請することについての決議が必要になります。(地方自治法第260条の39 ※規約に別段の定めがある場合を除いて、総構成員数の3/4以上の賛成を得る必要があります。)

『吸収合併』の場合で、合併により存続する認可地縁団体は、併せて規約変更を総会で議決する必要があります。

#### (2) 認可の申請

合併しようとする認可地縁団の代表者は、「認可申請書」(様式編P17)に以下の書類を添えて、市長に提出しなければなりません。

なお、『吸収合併』の場合で、合併により存続する認可地縁団体は合併の申請と併せて規約変更の認可申請も行う必要があります。

- ①合併後の認可地縁団体の規約
- ②認可を申請することについて、各認可地縁団体の総会で議決したことを

証する書類

- ③合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- ④その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類。  
(例：合併しようとする認可地縁団体が合併に向けて合同で行った打合せの議事録。合併しようとする認可地縁団体が合併を見据えて合同で実施した地域的な共同活動（地域の清掃など）の活動記録など)
- ⑤合併しようとする各認可地縁団体の規約
- ⑥申請者が、合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類
- ⑦区域図

### (3) 合併後の地縁団体の認可

市長は、認可の要件を満たした認可地縁団体から申請があったときは、合併の認可を行い、申請者に対してその旨を通知します。

### (4) 合併に係る債権者保護手続(地方自治法第 260 条の 40～41)

合併しようとする各認可地縁団体は、認可の通知があった日から2週間以内に、財産目録を作成し、主たる事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間（2か月以上）内に述べるべきこと公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければなりません。期間内に債権者による異議がなければ、合併を承認したものとみなします。債権者による異議があれば、団体は債権者に弁済等を行わなければなりません。

### (5) 債権者保護手続終了の届出

合併しようとする各認可地縁団体は、債権者保護手続が終了した場合には、共同して「合併に係る債権者保護手続終了届出書」（様式編 P18）に、必要書類を添えて、市長に届け出なければなりません。

◎これを受けて、市長が認可地縁団体の合併を認可した旨の告示を行うことで、第三者に対して合併の効力が発生します。（※合併の認可を受けても、告示があるまでは第三者に対抗することはできません。）『吸収合併』の場合の、合併により存続する認可地縁団体の規約変更の認可日も同日付となります。

## 9 《総会の開催省略について》

認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行うこととされています（地方自治法第 260 条の 6）が、令和 4 年 8 月の地方自治法の改正により、要件を満たせば、総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行うことが可能となりました。（地方自治法第 260 条の 19 の 2）

（地方自治法第 260 条の 19 の 2 第 1 項）

本来であれば総会において決議すべき事項について、総会を開催せずに書面または電磁的方法による決議を行うことについて構成員に確認し、全員の承諾が得られた場合には、総会を開催せずに、決議事項についての賛否を問い、書面または電磁的方法により決議を行うことができるようになりました。  
※書面または電磁的方法による決議を行うことについて、反対が一人でもいれば、通常どおり総会を開催する必要があります。事前に全員の承諾が得られた場合のみ、書面または電磁的方法での決議を行ってください。

（地方自治法第 260 条の 19 の 2 第 2 項）

本来であれば総会における決議事項について、構成員全員の書面または電磁的方法による合意があり、当該決議事項について構成員全員の賛成の意思が確認できた場合には、当該合意をもって書面または電磁的方法による決議があったものとみなされます。

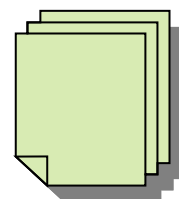
※その決議事項について全員が賛成でなければ可決することができません。  
一人でも否決であれば、通常どおり総会を開催する必要があります。

### ※第 1 項と第 2 項との違い

第 1 項の場合には、計 2 回構成員の意思を確認する必要があるのに対して、第 2 項の場合は 1 回の意思の確認で足りるという違いがありますが、その代わりとして、第 1 項の場合は、通常の決議要件が適用されるため、必ずしも全員の意思がなくとも可決することができるのに対して、第 2 項の場合は全員の賛成がなければ可決することができないという違いがあります。

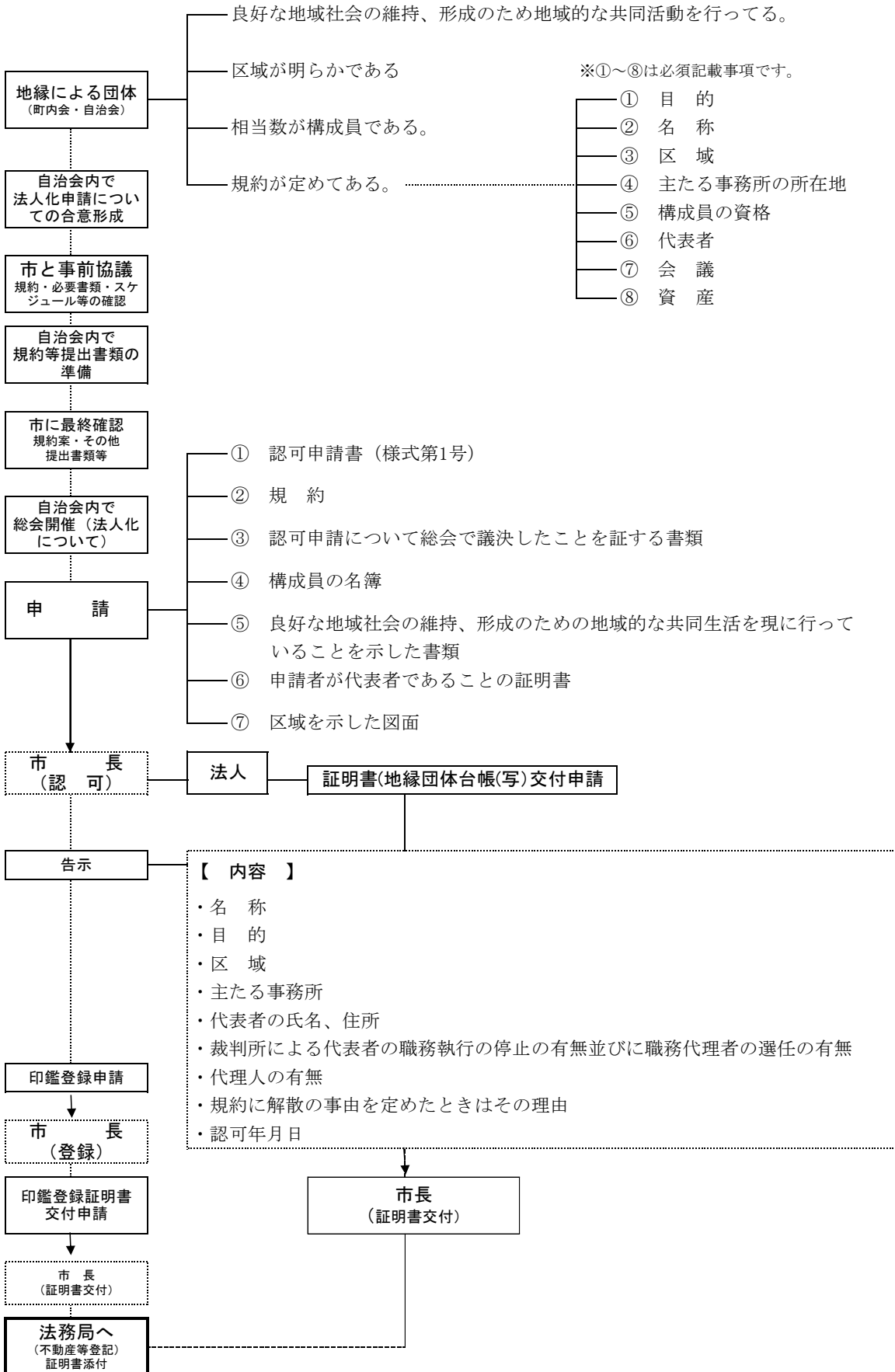
## 10 《参考資料》

参考資料として、  
資料編・様式編・関連編の文書等を添付します。



# 不動産登記までの流れ

- ・不動産 …… 土地、建物、立木
- ・権 利 …… 地上権、抵当権
- ・その他資産 …… 国債、社債、地方債



〇 〇 〇 区 規 約 (案)

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、〇〇〇区と称する。

名称は、必ず規定しなければならない。名称の制限はないが、〇〇商工会、〇〇センターなどは、避けるほうがよい。

(区 域)

第 2 条 この会の区域は、別図に定める区域とする。

2 前項の区域を分割し、別に定める町内会及び班を置く。

区域は、必ず規定しなければならない。定め方としては、①〇〇町全域、②該当地番の範囲を指定、③該当地番をすべて記載、など客観的に明らかにする必要がある。地番表示がむずかしい場合は、別図（地図）でも可。

(主たる事務所の所在地)

第 3 条 この会の主たる事務所は、〇〇〇区民館（富士宮市〇〇〇 番地の ）に置く。

主たる事務所の所在地は、必ず規定しなければならない。一般的には、①集会所の所在地、②区長の自宅。住所変更が要らない点では、①の方がよい。

(目 的)

第 4 条 この会は、会員相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

目的は、必ず規定しなければならない。団体の活動をなるべく具体的に規定する。

(事 業)

第 5 条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 回覧板の回覧等会員相互の連絡に関する事。
- (2) 美化、清掃等区域の環境整備に関する事。
- (3) 会員の親睦、研修会、教養講座の開催等に関する事。
- (4) 会員の福利厚生及び保健体育に関する事。
- (5) 防災訓練の実施等区域内の防災、防犯、交通安全に関する事。
- (6) 集会施設の維持管理及び運営に関する事。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事。

活動をなるべく具体的に列挙する。

## 第2章 会員及び賛助会員

### (会員及び賛助会員)

第6条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員になることができる。

※ 区域外の会員がいる場合は、会員の中に明確に盛り込む。

2 この会に賛助会員を置くことができるものとし、賛助会員になることができる者は、この会の活動を賛助する個人、法人及び団体とする。

「構成員の資格に関する事項」は、必ず規定しなければならない。区域の住民すべてが構成員になり得ること。正当な理由なく、加入を拒んではならない。構成員は、個人に限られるので、法人・組合等は賛助会員等とする。

### (会費)

第7条 会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

会費等の額は、住民の意思を反映するため、総会で決定すべきである。

### (入会)

第8条 この会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

2 この会は、前項の提出があった場合は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。ただし、賛助会員に対してはその限りでない。

3 この会は、新たにこの会の区域内に住所を有することになった個人に対しこの会の目的を説明し、入会の案内を行うものとする。

第2項は、「構成員の資格に関する事項」において、必ず規定しなければならない。

### (退会)

第9条 この会を退会しようとする会員は、会長にその旨を届けなければならない。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなったとき。

(2) 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

会費を長期に渡り滞納した場合は、退会とみなしても差し支えないが、手続きは慎重にする。

手続き条項であり、明確化しておくことが望ましいと考えられる。

### (資格停止)

第10条 区長は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会に諮り一定期間その資格を停止することができる。

(1) 会費を長期にわたり滞納したとき。

(2) その他会員としての著しい義務違反があったとき。

### (会費の不返還)

第11条 退会した会員がすでに納入した会費、賛助会費その他拠出金品は返還しない。



## 第3章 役員等

### (役員)

第12条 この会に、次の役員を置く。

- |          |        |
|----------|--------|
| (1) 区長   | 1名     |
| (2) 副区長  | 2名     |
| (3) 町内会長 | 各町内会1名 |
| (4) 班長   | 各班1名   |
| (5) 会計   | 1名     |
| (6) 庶務   | 1名     |
| (7) 監事   | 2名     |

※ 区の役員及び人員を全て記載する。

「代表者に関する事項は、必ず規定しなければならない。また代表者は1名でなければならない。監事は、1名または数名設置できる。(民法準用)」

### (役員を選任)

第13条 区長及び監事は、別に定める役員選考委員会の推薦により総会の議決を得て選任する。

- 副区長、会計及び庶務は、区長が任命し、総会の議決を得て選任する。
- 町内会長は、各町内会での互選により、総会の議決を得て選任する。
- 班長は、各班での互選により選任する。
- 区長及び監事は、他の役員を兼ねることができない。

※ 区の役員全ての選任方法を記載する。

### (役員職務)

第14条 区長は、この会を代表し、会務を総括する。

- 副区長は、区長を補佐し、区長に事故あるとき、又は区長が欠けたときは、あらかじめ区長が指名した順序により、その職務を代行する。
- 町内会長は、各町内会の代表として区役員会に参画し、区役員の中核として区務の円滑な運営を行う。
- 班長は、班員と役員会との連絡に当たる。
- 会計は、この会の会計事務を処理する。
- 庶務は、区務に関する企画等の事務を司り、また、役員会の決定事項及び行事等の記録を行う。
- 監事は、次の業務を行う。
  - この会の業務執行、会計及び資産の状況を監査し、その結果を総会に報告すること。なお、必要があると認めるときは、臨時に監査を行うことができる。
  - 業務執行、会計及び資産の状況について、不正等の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
  - 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会を招集すること。

※ 区の全役員業務内容を記載する。

### (役員任期)

第15条 この会の役員任期は、次のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

- 区長 2年

- (2) 副区長 2年
- (3) 町内会長 2年
- (4) 班長 2年
- (5) 会計 2年
- (6) 庶務 2年
- (7) 監事 2年 \*区の全役員の任期を記載する。

2 役員に欠員が生じたときは、第13条に定めるところにより補充することができる。

この場合において、補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、第9条第2項に定めるところにより退会した場合を除き、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (役員解任)

第16条 役員が、次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。また、班長の解任については、班員全員の協議によりこれに準ずるものとする。ただし、役員を解任する場合は、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があると認めるとき。

第16条は、特に必要がなければ、規定しなくてよい。  
ただし、手続き条項であり、明確化しておくことが望ましいと考えられる。

#### (顧問及び相談役)

第17条 この会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、区長が役員会に諮り委嘱する。
- 3 相談役は、区長経験者とする。
- 4 顧問及び相談役は区長の要請に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

#### (役員等の報酬等)

第18条 役員に対しては、区長が総会の議決を得て、別に定める額の報酬及び慰労金を支給することができる。

- 2 顧問及び相談役は、名誉職とする。
- 3 役員、顧問及び相談役に対しては、その職務を行うために要する費用を支出することができる。

## 第4章 会 議

#### (会議の種類)

第19条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

「会議に関する事項」は、必ず規定しなければならない。招集の方法や議決の方法などを規定する。

#### (会議の構成)

第20条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 役員会は、区長、副区長、町内会長、班長及び会計をもって構成する。ただし、必要によりこれらの役員以外の役員、顧問、相談役及び関係者を参加させることができる。

※ 全ての役員による構成として記載する。

役員会へ班長を入れると大人数になるので、はずしてもいいが、役員の設置規定との兼ね合いなどを考慮する。

また、役員会に監事は加わることはできない。仮に出席しても発言権及び表決権はない。

監事は、業務執行等を客観的に監査する上で、自ら業務執行等の意思決定に参画することは不適當であるから。

#### (会議の権能)

第 21 条 総会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
  - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
  - (3) 規約の制定、改廃に関すること。
  - (4) 役員の選任及び解任に関すること。
  - (5) その他この会の運営に係る重要事項に関すること。
- 2 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

#### (総会の開催)

第 22 条 通常総会は、毎年度 1 回開催するものとし、その時期は、年度終了後 3 箇月以内の日とする。

年度終了後 3 か月以内に財産目録を作成しなければならないので、事業報告・決算の承認つまり総会は、年度終了後 3 か月以内に開催しなければならない。(民法準用) なるべくは、1 か月以内実施が望ましい。

予算との関係から言えば、年度終了前にも総会を開催することが、望ましいが、現実的には決算との関係で年度終了後に 1 回だけ開催する場合が多い。その場合、予算は暫定予算を組めばよい。

- 2 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、又は全会員の 5 分の 1 以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

5 分の 1 は増減できる。

#### (役員会の開催)

第 23 条 役員会は、区長が必要と認めたとき、又は役員現在数の 3 分の 1 以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

3 分の 1 は増減できるが、適性な数値にする。

#### (会議の招集)

第 24 条 総会及び役員会は、区長が招集する。ただし、区長が招集しないときは副区長が招集できるものとする。

- 2 区長は、第 22 条第 2 項の規定による請求があったときは、その日から 3

0日以内に臨時総会を、前条の規定による請求があったときは、その日から20日以内に役員会を招集しなければならない。

臨時総会及び役員会の開催は、30日以内及び20日以内であれば、適正な日数でよい。

3 総会及び役員会の招集は、書面又は口頭により、少なくとも開催日の5日前に通知しなければならない。ただし、役員会については、区長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りでない。

総会の招集は、少なくとも5日前に要する。(民法準用)

#### (会議の議長)

第25条 総会の議長は、その総会の出席会員のうちから選任する。

2 役員会の議長は、区長がこれに当る。

総会等の会議の円滑な運営を図るためには、議長に関する規定が必要になる。総会の議長は、代表者(区長等)があたるのは好ましくない。

#### (会議の定足数)

第26条 会議は、総会にあっては会員の、また役員会にあっては役員現在数の2分の1以上の出席者がなければ開催することができない。

2分の1以上については、委任状を含めて差し支えない。定足数及び議決に要する会員数については、地方自治法、民法に特に規定されていないが表記が適当。

#### (会議の議決)

第27条 会議の議事は、この規約に別に定めるもののほか出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

2 会員は、総会において、各々一票の表決権を有する。

#### (会議における書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の者を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

会員の表決権は、会員全員に保証されるものである。しかし、特定事項について世帯で1票とすることも可能。その場合でも、世帯内の会員の表決権をはく奪することは認められず、また、規約の変更、財産処分及び解散のような重要事項については認められないと解されている。

やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、総会の決議又は規約に定めることにより、書面以外に電子メールなど電磁的方法により表決することができる。(令和3年9月1日施行)

#### (会議の議事録)

第29条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は役員の現在数

- (3) 出席した会員の数又は役員の名簿(書面表決者及び表決委任者を含む)
  - (4) 開催目的及び議決事項
  - (5) 議事の経過の概要及びその結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

議事録署名人は、その会議に出席した会員または役員の中からその会議において選任する。

## 第5章 班及び部会等

### (班)

- 第30条 この会の会員は、別表1に掲げる班に必ず所属するものとし、その所属する班は会員の住所により定める。
- 2 班には班長を1名置く。
  - 3 班長は班を統括し、班において第5条の事業を推進する。

### (部会・委員会)

- 第31条 この会に、次の部会及び委員会等を置き、別に定めるところにより選任した部員あるいは委員をもって構成する。
- (1) 体育部会
  - (2) 女性部会
  - (3) 青年部会
  - (4) 老人部会
  - (5) 子供会
  - (6) 自主防災会
  - (7) ○○○委員会
- 2 部会及び委員会には、部長または委員長を1名置くとともに、必要な部員または委員を置くことができる。
  - 3 部会及び委員会について必要な事項は、別に定める。

## 第6章 資産及び会計

### (資産の構成)

- 第32条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 別に定める財産目録記載の資産
  - (2) 会費
  - (3) 寄付金及び寄付物品
  - (4) 活動に伴う収入
  - (5) 資産から生ずる果実
  - (6) その他の収入

### (資産の管理)

- 第33条 この会の資産は、区長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

2 第32条第1号に定める資産のうち不動産は、これを処分し、又は担保に供することができない。但し、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

「資産に関する事項」は、必ず規定しなければならない。資産は積極資産であって、負債をのせる必要はない。

(経費の支弁)

第34条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この会の事業計画及び収支予算は、区長が作成し、毎会計年度の当初に総会の承認を得て定めなければならない。

2 区長は、前項の事業計画及び収支予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。但し、軽微な変更については、この限りではない。

3 第1項の規定にかかわらず、毎会計年度当初に予算が成立しないときは、区長は、役員会の承認を得て、前年度予算と同額以下の暫定予算を定めて、これを執行することができる。

4 前項の暫定予算は、当該年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第36条 この会の事業報告及び収支決算は、区長が事業報告、収支決算書を作成し、毎会計年度終了後3か月以内の総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第37条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第38条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

「4分の3以上」は、民法に定める割合であるが、変えられないことはない。しかし、これ以下にすることは好ましくない。

(解散)

第39条 この会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上承認を得なければならない。

(残余資産の処分)

第40条 この会の解散のときに有する残余資産は、総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する他の公益法人等に寄付するものとする。

残余財産の処分については、営利団体に寄付したり、会員に分配することは、地縁団体の目的等に照らし、適当ではない。

## 第 8 章 雑 則

### (書類及び帳簿の備え付け)

第 41 条 この会は、その事務所に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。ただし、収入及び支出に関する帳簿は、会計が保管することができる。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 役員に関する書類
- (4) 認可及び登記に関する書類
- (5) 総会及び役員会の議事録
- (6) 資産台帳
- (7) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
- (9) その他の必要な書類及び帳簿

地方自治法第 260 条の 4 により、財産目録及び構成員名簿を備え付けが必要となる。さらに保存年限についても業務上の必要に応じて規定を置く必要もある。

### (委 任)

第 42 条 この規約の施行に必要な事項は、区長が総会の議決を得て別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この規約は、令和 年 月 日から施行する。

#### (旧規約の廃止)

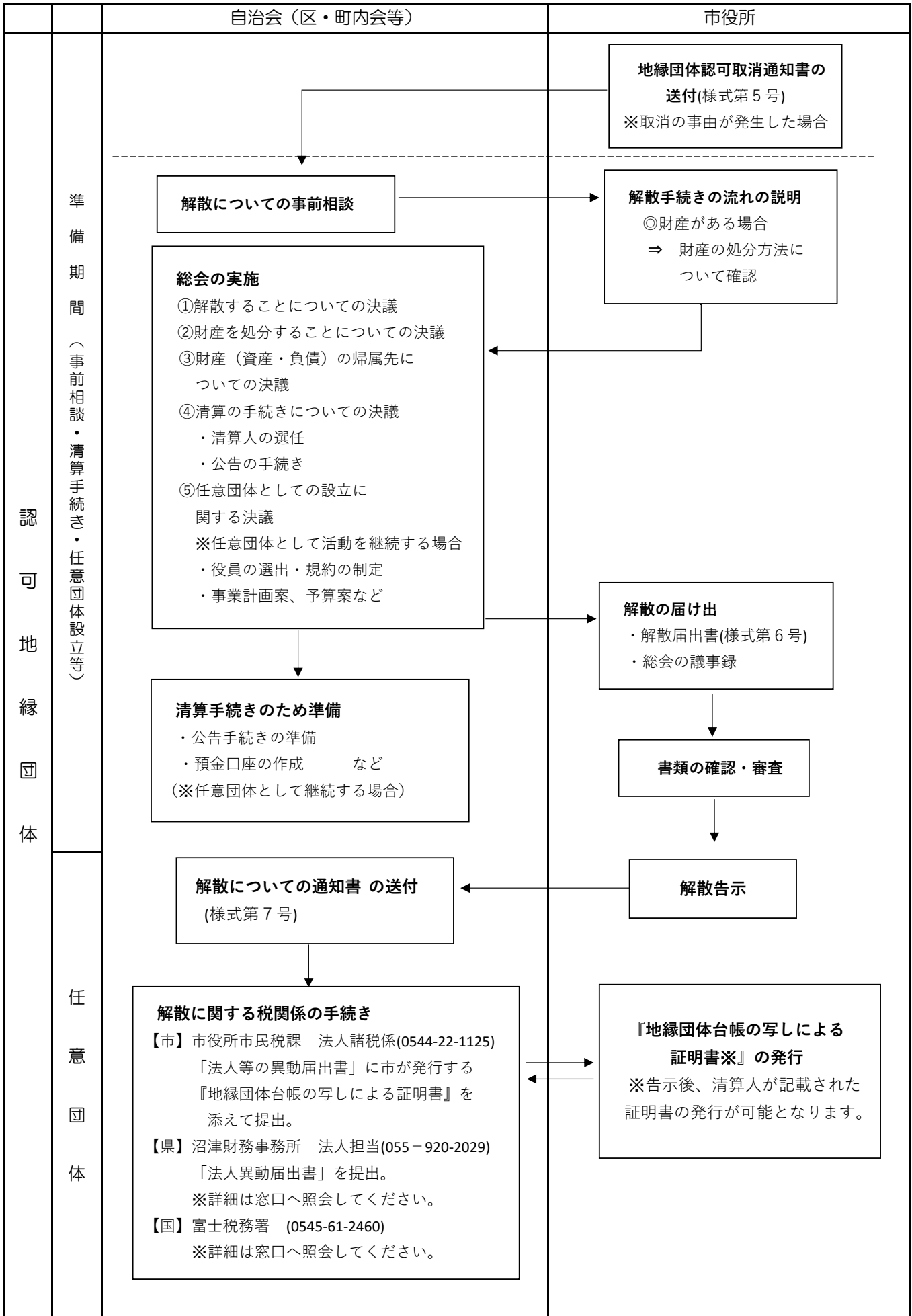
- 2 ○○区規約（平成 年 月 日議決）は、廃止する。

区の規約が存在する場合は、この附則で廃止する。

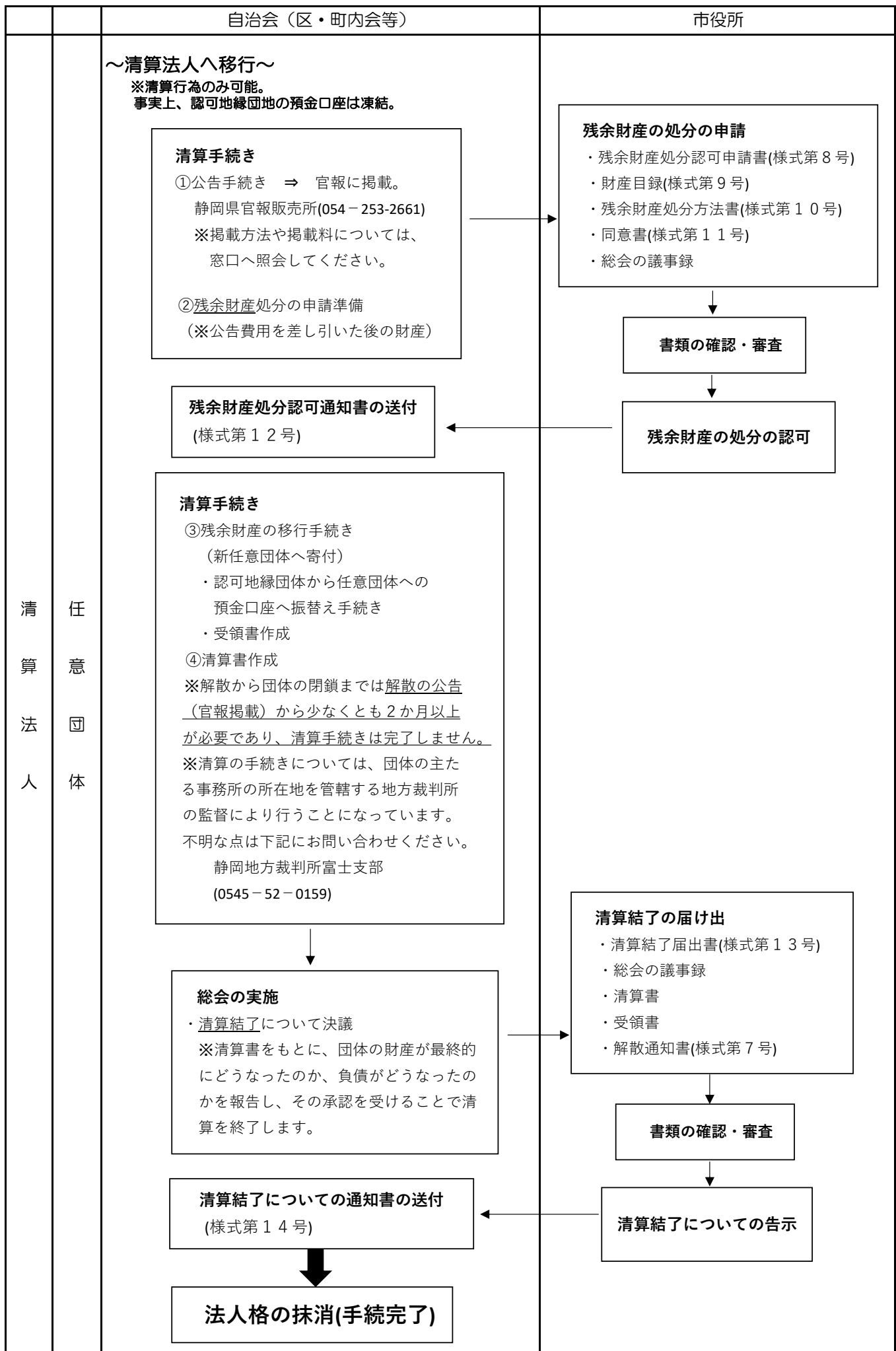
#### (経過措置)

- 3 この規約の施行の日以後最初に選任される役員の任期は、第 15 条の規定にかかわらず令和 年 月 日までとする。
- 4 この会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 35 条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。（令和 年 月 日の総会の議決を継承するものとする。※年度途中の場合）
- 5 この会の設立初年度の会計年度は、第 37 条の規定にかかわらず設立認可のあった日から令和 年 月 日までとする。

# 解散手続きの流れ



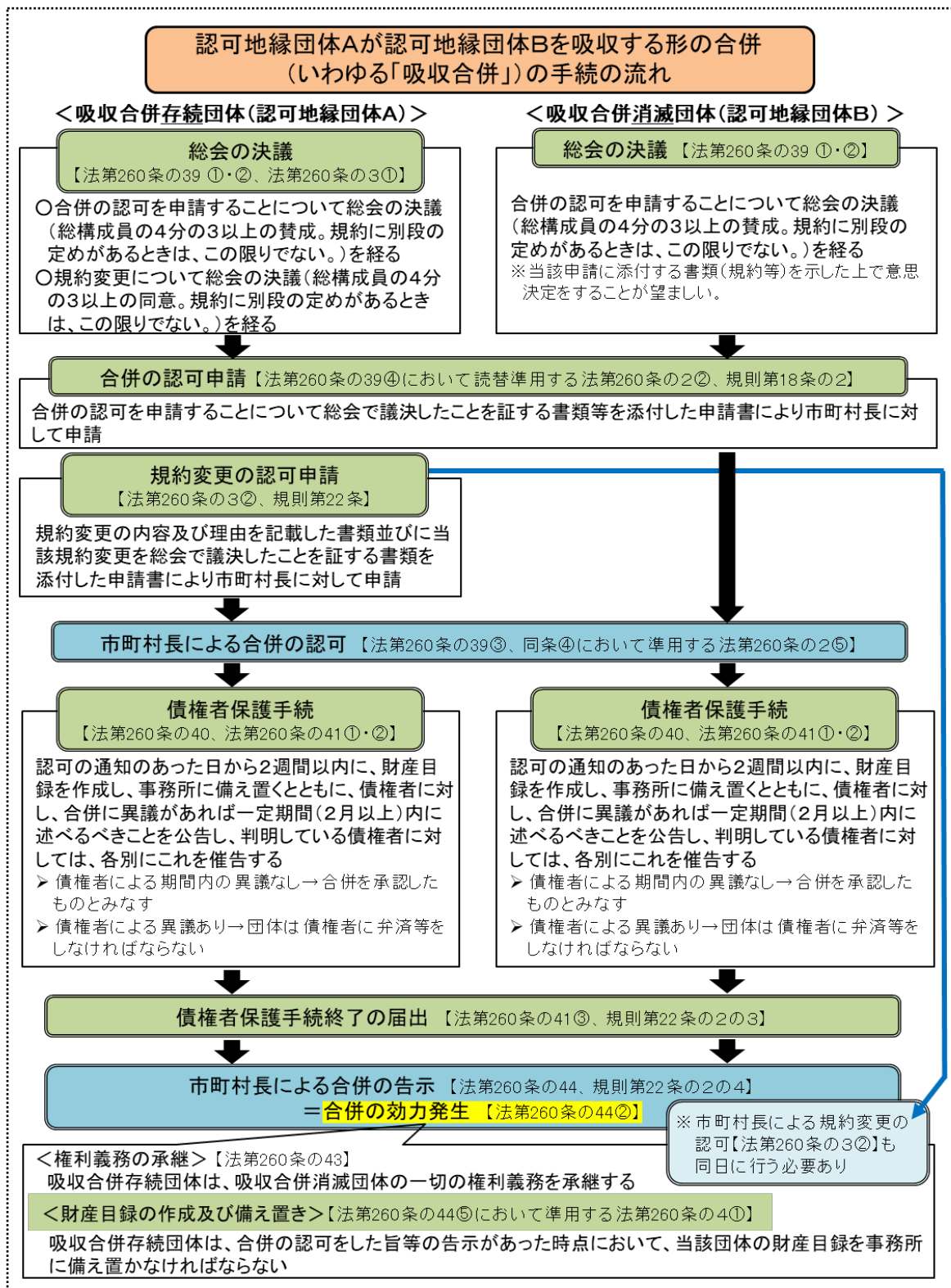




## 合併手続きの流れ

【参考】令和5年3月10日付け総務省事務連絡「認可地縁団体制度の改正に係る質疑応答について」より抜粋

フロー図（（注）図中の丸数字は項番号）



認可地縁団体Aと認可地縁団体Bが合併して認可地縁団体Cを  
設立する形の合併(いわゆる「新設合併」)の手続の流れ

<新設合併消滅団体(認可地縁団体A)>

<新設合併消滅団体(認可地縁団体B)>

◎規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任\*した者が共同して行わなければならない。【法第260条の42】(\* 選任方法は任意)

総会の決議【法第260条の39 ①・②】

合併の認可を申請することについて総会の決議(総構成員の4分の3以上の賛成。規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。)を経る  
※当該申請に添付する書類(規約等)を示した上で意思決定をすることが望ましい。

総会の決議【法第260条の39 ①・②】

合併の認可を申請することについて総会の決議(総構成員の4分の3以上の賛成。規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。)を経る  
※当該申請に添付する書類(規約等)を示した上で意思決定をすることが望ましい。

合併の認可申請【法第260条の39④において読替準用する法第260条の2②、規則第18条の2】

合併の認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類等を添付した申請書により市町村長に対して申請

市町村長による合併の認可【法第260条の39③、同条④において準用する法第260条の2⑤】

債権者保護手続

【法第260条の40、法第260条の41①・②】

認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間(2月以上)内に述べるべきことを公告し、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告する

- 債権者による期間内の異議なし→合併を承認したものとみなす
- 債権者による異議あり→団体は債権者に弁済等を行わなければならない

債権者保護手続

【法第260条の40、法第260条の41①・②】

認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間(2月以上)内に述べるべきことを公告し、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告する

- 債権者による期間内の異議なし→合併を承認したものとみなす
- 債権者による異議あり→団体は債権者に弁済等を行わなければならない

債権者保護手続終了の届出【法第260条の41③、規則第22条の2の3】

市町村長による合併の告示【法第260条の44、規則第22条の2の4】

=合併の効力発生【法第260条の44②】

<権利義務の承継>【法第260条の43】

新設合併設立団体は、新設合併消滅団体の一切の権利義務を承継する

<財産目録の作成及び備え置き>【法第260条の44⑤において準用する法第260条の4①】

新設合併設立団体は、合併の認可をした旨等の告示があった時点において、当該団体の財産目録を事務所に備え置かなければならない

# 富士宮市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則

平成7年11月22日 富士宮市規則第25号

改正 平成20年9月10日規則第33号

平成22年3月19日規則第24号

令和3年3月5日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の2第1項の規定に基づく市長の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）の代表者等に係る印鑑（以下「認可地縁団体印鑑」という。）の登録及び証明に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録資格)

第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者及び次に掲げる者（以下「代表者等」という。）とする。

- (1) 法第260条の9の規定により選任された仮代表者
- (2) 法第260条の10の規定により選任された特別代理人
- (3) 法第260条の24又は法第260条の25の規定により選任された清算人
- (4) 民事保全法（平成元年法律第91号）第23条第2項の規定に基づく仮処分により選任された代表者の職務代行者

(登録の申請)

第3条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者は、認可地縁団体印鑑登録申請書（第1号様式）に登録を受けようとする認可地縁団体印鑑及び次項に規定する個人印鑑の印鑑登録証明書を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書に押印する印鑑は、富士宮市印鑑条例（昭和53年富士宮市条例第2号）等の規定に基づき登録されている代表者等の個人の印鑑（以下「個人印鑑」という。）とする。

(登録)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、前条第1項の申請書の記載事項及び個人印鑑の印影と当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）第21条第2項の規定により作成した台帳（以下「地縁団体

登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑の印鑑登録証明書の記載事項及び印影とを照合するほか、必要な事項について審査し、適当と認めるときは、認可地縁団体印鑑登録原票(第2号様式)により登録するものとする。

(登録印鑑の制限)

第5条 登録することができる認可地縁団体印鑑は、1認可地縁団体につき1個とする。

2 次の各号の一に該当する認可地縁団体印鑑は、登録することができない。

- (1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (2) 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (3) 印影を鮮明に表しにくいもの
- (4) 前3号に定めるもののほか、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

(登録事項)

第6条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 印影
- (2) 登録番号
- (3) 登録年月日
- (4) 認可地縁団体の名称
- (5) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (6) 認可地縁団体の認可年月日
- (7) 第2条に規定する登録資格の区分
- (8) 代表者等の氏名
- (9) 代表者等の生年月日
- (10) 代表者等の住所
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(認可地縁団体印鑑登録証明書の申請及び交付)

第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者(以下「印鑑登録者」という。)は、認可地縁団体印鑑の登録の証明を受けようとするときは、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書(第3号様式)に登録されている認可地縁団体印鑑を押印して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、前項の申請書の記載事項及び認可地縁団体印鑑の印影と認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び印影並びに地縁団体登録台帳の記載事項とを照合するほか、必要な事項について審査し、適正と認めるときは、当該申請者に対し、認可地縁団体印鑑登録証明書（第4号様式）を交付するものとする。

（認可地縁団体印鑑登録証明書）

第8条 認可地縁団体印鑑登録証明書は、次に掲げる事項について認可地縁団体印鑑登録原票の写しを作成し、これを市長が証明するものとする。

- (1) 印影
- (2) 認可地縁団体の名称
- (3) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (4) 第2条に規定する登録資格の区分
- (5) 代表者等の氏名
- (6) 代表者等の生年月日

（登録の廃止の申請）

第9条 印鑑登録者は、認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとするときは、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（第5号様式）に登録されている認可地縁団体印鑑を押印し、その印鑑登録証明書を添えて市長に申請しなければならない。

2 印鑑登録者は、登録されている認可地縁団体印鑑を亡失したときは、前項の規定にかかわらず、直ちに認可地縁団体印鑑登録廃止申請書に個人印鑑を押印して、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による申請があった場合は、これを審査し、適正と認めるときは、当該申請書を受理するものとする。

（登録事項の修正）

第10条 市長は、法第260条の2第11項の規定による届出により認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項に変更（認可地縁団体印鑑の登録の抹消に係るものを除く。）があることを知ったときは、職権によりこれを修正するものとする。

（登録の抹消）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

- (1) 印鑑登録者の登録資格に変更が生じた場合

- (2) 法第260条の20の規定により認可地縁団体が解散した場合
- (3) 第9条第1項又は第2項の申請書を受理した場合
- (4) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により認可地縁団体の代表者等に  
係る登録印鑑として適当でないとする場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じた場  
合

2 市長は、前項第4号又は第5号の規定に該当して認可地縁団体印鑑の登録を抹消したときは、認可地縁団体印鑑登録抹消通知書（第6号様式）により当該印鑑登録者に通知するものとする。

（代理人による申請）

第12条 省令第19条第1項第1号トの代理人がある場合の告示が行われた認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの規則の規定に基づく申請をすることができる。この場合において、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第4条中「代表者等」とあるのは「代表者等の代理人」と、第7条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と、第9条第1項及び第2項中「印鑑登録者」とあるのは「印鑑登録者の代理人」と読み替えるものとする。

（閲覧の禁止）

第13条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する書類を一般の閲覧に供してはならない。

（質問調査）

第14条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録又は証明の事務に関し、関係者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができる。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成8年1月1日から施行する。

（富士宮市会計規則の一部改正）

2 富士宮市会計規則（昭和60年富士宮市規則第5号）の一部を次のように改正する。

略

（芝川町の編入に伴う経過措置）

3 芝川町の編入の日前に、編入前の芝川町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則（平成15年芝川町規則第14号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年9月10日規則第33号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に改正前の第2号様式により作成されている認可地縁団体印鑑登録原票は、改正後の第2号様式により作成された認可地縁団体印鑑登録原票とみなす。

附 則（平成22年3月19日規則第24号）

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（令和3年3月5日規則第6号）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを調整して使用することができる。



## 地方自治法（抜粋）（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

最終改正：令和 5 年 12 月 20 日号外法律第 89 号

改正内容：令和 5 年 12 月 20 日号外法律第 89 号[令和 5 年 12 月 20 日]

〔地縁による団体〕

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四 規約を定めていること。

③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 主たる事務所の所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。

⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。

⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

- ⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- ⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- ⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。
- ⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- ⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- ⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。
- ⑰ 認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。
- 〔規約の変更〕
- 第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- ⑱ 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔財産目録及び構成員名簿〕

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

〔代表者〕

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

〔認可地縁団体の代表〕

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

〔代表者の代表権の制限〕

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

〔代表者の代理行為の委任〕

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

〔仮代表者〕

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

〔利益相反行為〕

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

〔監事〕

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

〔監事の職務〕

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

〔通常総会〕

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

〔臨時総会〕

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

② 総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

〔総会の招集〕

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

〔認可地縁団体の事務の執行〕

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

〔総会の決議事項〕

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

〔構成員の表決権〕

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第二百六十条の十九の二において同じ。）により表決をすることができる。

④ 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

〔表決権のない場合〕

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

〔総会の決議方法〕

第二百六十条の十九の二 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

- ② この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。
- ③ この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。
- ④ 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

〔認可地縁団体の解散事由〕

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 第二百六十条の二第十四項の規定による同条第一項の認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。
- 六 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

〔解散の決議〕

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

〔認可地縁団体についての破産手続の開始〕

第二百六十条の二十二 認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

- ② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

〔清算中の認可地縁団体の能力〕

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

〔清算人〕

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

〔裁判所による清算人の選任〕

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

〔清算人の解任〕

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しく

は検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

〔清算人の職務及び権限〕

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
  - 二 債権の取立て及び債務の弁済
  - 三 残余財産の引渡し
- ② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

〔債権の申出の催告等〕

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

- ② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。
- ③ 認可地縁団体の清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
- ④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

〔期限経過後の債権の申出〕

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

〔清算中の認可地縁団体についての破産手続の開始〕

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- ② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
- ③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- ④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

〔残余財産の帰属〕

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

〔裁判所による監督〕

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

〔清算終了の届出〕

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

〔仮代表者の選任等に関する事件の管轄〕

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件

二 解散及び清算の監督に関する事件

三 清算人に関する事件

〔不服申立ての制限〕

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

〔裁判所の選任する清算人の報酬〕

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

〔検査役の選任〕

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

〔認可地縁団体の合併〕

第二百六十条の三十八 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

〔合併の認可〕

第二百六十条の三十九 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

- ② 前項の決議は、総構成員の四分の三以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- ③ 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- ④ 第二百六十条の二第二項及び第五項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

〔合併の不服申立て〕

第二百六十条の四十 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

- ② 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

第二百六十条の四十一 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

- ② 債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。
- ③ 合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前二項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

〔認可地縁団体設立の事務〕

第二百六十条の四十二 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

〔消滅団体の権利事務の承継〕

第二百六十条の四十三 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体が行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

〔合併の告示〕



第二百六十条の四十四 市町村長は、第二百六十条の四十一第三項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第二百六十条の三十九第三項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

- ② 認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。
- ③ 合併により設立した団体は、第一項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。
- ④ 第一項の規定により告示した事項は、第二百六十条の二第十項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。
- ⑤ 第二百六十条の四第一項の規定は、第一項の規定による告示があつた場合について準用する。

〔認可の取消〕

第二百六十条の四十五 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二百六十条の三十九第三項の認可を取り消すことができる。

- 一 第二百六十条の三十九第三項の認可をした日から六月を経過しても第二百六十条の四十一第三項の規定による届出がないとき。
  - 二 認可地縁団体が不正な手段により第二百六十条の三十九第三項の認可を受けたとき。
- ② 前条第一項の規定による告示後に前項（第二号に係る部分に限る。）の規定により第二百六十条の三十九第三項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。
  - ③ 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。
  - ④ 前二項に規定する場合には、各認可地縁団体の第二項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。

〔認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例〕

第二百六十条の四十六 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認

可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
  - 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。
  - 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
  - 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。
- ② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。
- ③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。
- ④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。
- ⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

第二百六十条の四十七 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

- ② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する

情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

〔過料〕

第二百六十条の四十八 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- 三 第二百六十条の四十第一項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 四 第二百六十条の四十第二項又は第二百六十条の四十一第二項の規定に違反して、合併をしたとき。

## 地方自治法施行規則（抜粋）

最終改正： 令和5年3月31日号外総務省令第36号

〔地縁による団体が行う申請〕

第十八条 地方自治法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、同条第一項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 規約
- 二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 三 構成員の名簿
- 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 五 申請者が代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

〔認可地縁団体合併の認可申請〕

第十八条の二 地方自治法第二百六十条の三十九第四項において準用する同法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、合併しようとする各認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該各認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）の規約
- 二 地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- 三 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
- 五 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- 六 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

〔地縁による団体を認可した場合の告示〕

第十九条 地方自治法第二百六十条の二第十項（土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七十六条の十三第四項及び森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の二十二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

一 地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行つた場合

- イ 名称
- ロ 規約に定める目的
- ハ 区域
- ニ 主たる事務所
- ホ 代表者の氏名及び住所
- ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- リ 認可年月日

二 土地改良法第七十六条の十三第三項の通知があつた場合

- イ 名称
- ロ 規約に定める目的
- ハ 区域
- ニ 主たる事務所
- ホ 代表者の氏名及び住所
- ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- リ 土地改良法第七十六条の十二第二項第五号の日又は同法第七十六条の十三第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日

三 森林組合法第百条の二十二第三項の通知があつた場合

- イ 名称
- ロ 規約に定める目的
- ハ 区域
- ニ 主たる事務所
- ホ 代表者の氏名及び住所
- ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- リ 森林組合法第百条の二十第二項第七号の日又は同法第百条の二十二第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日

四 解散した場合（破産及び合併による場合を除く。）

- イ 名称
  - ロ 区域
  - ハ 主たる事務所
  - ニ 清算人の氏名及び住所
  - ホ 解散事由
  - ヘ 解散年月日
- 五 清算終了の場合

- イ 名称
- ロ 区域
- ハ 主たる事務所
- ニ 清算人の氏名及び住所
- ホ 清算終了年月日

六 前二号の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容

2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

〔告示事項の変更についての届出〕

第二十条 地方自治法第二百六十条の二第十一項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

〔告示事項の証明書の請求〕

第二十一条 地方自治法第二百六十条の二第十二項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第十九条及び第二十二條の二の四に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

〔規約変更の認可申請〕

第二十二条 地方自治法第二百六十条の三第二項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

(電磁的方法)

第二十二條の二 地方自治法第二百六十条の十八第三項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ニ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(電磁的方法による決議に係る構成員の承諾)

第二十二條の二の二 認可地縁団体の代表者は、地方自治法第二百六十條の十九の二第一項の規定により電磁的方法による決議をしようとするときは、あらかじめ、構成員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

3 第一項の規定による承諾を得た認可地縁団体の代表者は、構成員の全部又は一部から書面又は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があつたときは、地方自治法第二百六十條の十九の二第一項に規定する決議を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申出をしたすべての構成員が再び第一項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

〔合併の不服申立ての届出〕

第二十二條の二の三 地方自治法第二百六十條の四十一第三項の規定による届出は、届出書に同法第二百六十條の四十第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第二百六十條の四十一第二項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類を添えて行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

〔合併について総務省令で定める事項〕

第二十二條の二の四 地方自治法第二百六十條の四十四第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 合併後の認可地縁団体の名称

- 二 合併後の認可地縁団体の規約に定める目的
- 三 合併後の認可地縁団体の区域
- 四 合併後の認可地縁団体の主たる事務所
- 五 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
- 六 合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- 七 合併後の認可地縁団体の代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- 八 合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- 九 地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可の年月日
- 十 合併前の各認可地縁団体の名称
- 十一 合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所  
〔登記関係者の所在が知れない場合の公告の申請〕

第二十二條の二の五 地方自治法第二百六十條の四十六第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書
- 二 申請不動産に関し、地方自治法第二百六十條の四十六第一項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 三 申請者が代表者であることを証する書類
- 四 地方自治法第二百六十條の四十六第一項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

〔公告事項〕

第二十二條の三 地方自治法第二百六十條の四十六第二項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 地方自治法第二百六十條の四十六第一項の申請を行つた認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
- 二 前条第二項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項
- 三 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨
- 四 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写し



その他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

〔公告に係る情報提供〕

第二十二條の四 地方自治法第二百六十條の四十六第四項に規定する証する情報の提供は、前條第一項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

〔公告に係る通知〕

第二十二條の五 地方自治法第二百六十條の四十六第五項に規定する通知は、第二十二條の三第二項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

2 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。